## 議第41号

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

本市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和6年(2024年)2月22日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 新潟県柏崎市道路占用料徴収条例(昭和 5 7 年条例第 2 9 号)の一 部を次のように改正する。

別表中

Γ

Γ

590
900
1,200
5 3 0
8 4 0
1,200
5 3
5
3
510
3 2 0
1,100

400
1,900
960
4 3
58
120
290
580
3
10
770
480
290
960
960
に 0.005を 乗
て得た額
に 0.008を 乗
て得た額
に 0.01を 乗 じ
得た額
970
580
960
19
190
190
1,900
770
19
190

4 4 0
1,900
1,100
47
63
130
320
630
3
11
8 4 0
5 3 0
3 2 0
1,100
1,100
A に 0.004を 乗
じて得た額
A に 0.006を 乗
じて得た額
A に 0.007を 乗
じて得た額
940
560
1,100
19
190
190
1,900
840
19
190

19	19
190	190
1,900	1,900
970	940
960	1,100
A に 0.033を 乗	A に 0.031を 乗
じて得た額	じて得た額
190	190
9 6	110
A に 0.016を 乗	A に 0.012を 乗
じて得た額	じて得た額
A に 0.023を 乗	A に 0.017を 乗
じて得た額	じて得た額
A に 0.005 を 乗	A に 0.004を 乗
じて得た額	じて得た額
A に 0.008を 乗	A に 0.006を 乗
じて得た額	じて得た額
A に 0.01を 乗 じ	A に 0.007を 乗
て得た額	じて得た額
A に 0.033を 乗	Aに 0.025を 乗
じて得た額	じて得た額
A に 0.016を 乗	A に 0.015を 乗
じて得た額	じて得た額
A に 0.012 を 乗	A に 0.011を 乗
じて得た額	じて得た額
Aに 0.023を 乗	A に 0.022を 乗
じて得た額	じて得た額
A に 0.012 を 乗	A に 0.011を 乗
じて得た額	じて得た額
A に 0.016 を 乗	A に 0.015を 乗
じて得た額	じて得た額

A に 0.023を乗
じて得た額
A に 0.033を乗
じて得た額
A に 0.033を 乗
じて得た額
A に 0.016を乗
じて得た額
A に 0.023を 乗
じて得た額
A に 0.033を 乗
じて得た額

A に 0.022を 乗
じて得た額
A に 0.031を 乗
じて得た額
A に 0.025を 乗
じて得た額
A に 0.015を 乗
じて得た額
A に 0.022を 乗
じて得た額
A に 0.031を 乗
じて得た額

」を

」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に納付すべき占 用料について適用し、同日前に納付すべき占用料については、なお 従前の例による。

6 号) 日条例第2 9  $\circ$ 町 က 7年 新潟県柏崎市道路占用料徴収条例(昭和5

	改正後				改正前		
別表 (第2条関係)	(米)			別表 (第2条関係)	(岁		
	十月44日 二		操		47744日上	4日半	<del>\$\delta</del>
	D/HW/T	単位	金額 (円)		白	単位	金額 (円)
<b>法第32条第1</b>	第1種電柱	1本につき1年	290	<b>法第32条第1</b>	第1種電柱	1本につき1年	540
項第1号に掲げる工作物	第2種電柱		006	項第1号に掲げる工作物	第2種電柱		830
	第3種電柱		1, 200		第3種電柱		1,100
	第1種電話柱		530		第1種電話柱		480
	第2種電話柱		840		第2種電話柱		270
	第3種電話柱		1, 200		第3種電話柱		1,100
	その他の柱類		53		その他の柱類		48
	共架電線その他上空に設ける 線類	長さ1メートルに つき1年	S		共架電線その他上空に設ける 線類	長さ1メートルに つき1年	ις
	地下に設ける電線その他の線 類		3		地下に設ける電線その他の線 類		3
	路上に設ける変圧器	1個こつき1年	510		路上に設ける変圧器	1個につき1年	470
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ ートルにつき1年	320		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ ートルにつき1年	290
	変圧塔その他これに類するも の及び公衆電話所	1個につき1年	1, 100		変圧塔その他これに類するも の及び公衆電話所	1個につき1年	096

改正後		] ] ]			改正前		
郵便差出箱及び営書便差出箱	)		440		郵便差出箱及び信書便差出箱		400
広告塔		表示面積1平方メ ートルにつき1年	1, 900		広告塔	表示面積1平方メ ートル2つき1年	1,900
その他のもの		占用面積1平方メ ートルにつき1年	1, 100		その他のもの	占用面積1平方メ ートルCつき1年	096
圣성i0.15 メ ·	外径が0.15メートル未満のも の	長さ1メートルに つき1年	47	法第32条第1 項第2号に掲	外径が0.15メートル未満のも の	長さ1メートルに つき1年	43
外径が0.15メート ートル未満のもの	外径が0.15メートル以上0.2メ ートル未満のもの		63	ける物件	外径が0.15メートル以上0.2メ ートル未満のもの		28
外径が0.2メート、 ートル未満のもの	外径が0.2メートル以上0.4メ ートル未満のもの		130		外径が0.2メートル以上0.4メ ートル未満のもの		120
が径が0.4メー   トル未満のもの	外径が0.4メートル以上1メー トル未満のもの		320		外径が0.4メートル以上1メートル米満のもの		290
圣が1メー	外径が1メートル以上のもの		989		外径が1メートル以上のもの		280
自動運行補 対助施設 加施設	法第2地下4年5日5日6日6日7日7日6日7日8日 <tr< td=""><td>長さ1メートルに つき1年</td><td>က</td><td>法第32条第1 項第3号に掲 げる施設</td><td>自動運行補 法第2 地下 助施設 条第2 に設 項第5 ける 号に規 もの</td><td>長さ1メートルC つき1年</td><td>ന</td></tr<>	長さ1メートルに つき1年	က	法第32条第1 項第3号に掲 げる施設	自動運行補 法第2 地下 助施設 条第2 に設 項第5 ける 号に規 もの	長さ1メートルC つき1年	ന
. ,, - ,, //, -	所 型 の の 型 に の の の の の の の の の の の の の		11		足自行に検対し置り動法に知念と知るのもののののののののののののののののののののののののののののののののののの		10

		0.27	5メ 480	290	096	096	「牛 A に 0.005 を乗 じて得た額	Aに0.008を乗 じて得た額	A/Z0.01を乗じ で得た額	
		1本につき1年	占用面積1平方メートルにつき1年		T	上用面積1平方メ	- トンスパン% 1 年			1
改正前	尊級その他の	道路の構造又は 交通の状況を表 示する標示柱そ の他の柱類	その他 上 空 のもの に 設 け る	地にけるのも		る施設	階数が1のもの	階数が2のもの	階数が3以上の もの	4 L
					その他のもの	法第32条第1項第4号に掲げる施設	地下街及び地下室			名が、イナ語とはずし
			法第32条第15	法第32条第1 項第5号C掲	ける魅惑					
		840	530	320	1, 100	1, 100	A に0.004を乗 じて得た額	Aに0.006を乗 じて得た額	A に 0.007 を乗 じて得た額	0.40
		1本につき1年			占用面積1平方メ	ーシレたつき 1年				
改正後	導線そ の他の 線類	道路の構造又は 交通の状況を表 示する標示柱そ の他の柱類	その他 上空 のもの に設 ける もの	地にけるのも		布設	階数が1のもの	階数が2のもの	階数が3以上の もの	14
	終って記		14 0	その他のもの	法第32条第1項第4号に掲げる施設	地下街及び階	<u> </u>	<u> </u>	4日本、イエルコート(中)	
				4	第4	型型			_	

	280	096	19	190	190	1,900	022	19	190	19	190
			占用面積1平方メ 一トルにつき1日	占用面積1平方メ 一トルにつき1月	表示面積1平方メートルにつき1月	表示面積1平方メ ートルにつき1年	1本につき1年	1本につき1日	1本につき1月	その面積1平方メートルにつき1日	その面積1平方メ ートルにつき1月
改正前	通路		祭礼、縁日その他の催しに際 し、一時的に設けるもの		一時的に設ける もの	その他のもの		祭礼、縁日その 他の催しに際 し、一時的に設 けるもの	その他のもの	祭れ、縁日その 他の催しに際 し、一時的に設 けるもの	その他のもの
	地下に設ける通路	その他のもの	祭礼、縁日そし、一時幼江	その他のもの	看板 (アー チであるも の を 除	°	標識	旗ざお		幕 (政令第 7条第4号 に掲げるエ 事用施設で	多るものを深く。)
	法第32条第1 項第6号に掲 げる施設			政令第7条第 1号に掲げる 物件							
	260	1, 100	19	190	190	1, 900	840	19	190	19	190
			占用面積1平方メ ートルにつき1日	占用面積1平方メ ートルにつき1月	表示面積1平方メートルにつき1月	表示面積1平方メ ートルにつき1年	1本につき1年	1本につき1日	1本につき1月	その面積1平方メートルにつき1日	その面積1平方メ ートルにつき1月
改正後	通路				一時的に設ける 表示面積1平方メ   もの ートルにつき1月	その他のもの 表示面積1平方メ ートルにつき1年	1本につき1年	祭礼、縁日その1本につき1日他の催しに際し、一時的に設けるもの	$\vdash$	祭礼、縁日そのその面積1平方メ他の催しに際ートルにつき1日し、一時的に設けるもの	その他のもの その面積1平方メ ートルにつき1月
改正後	地下に設ける通路	その他のもの	祭れ、縁日その他の催しに際 占用面積1平方メ し、一時的に設けるもの ートルにつき1日	その他のもの   占用面積1平方メートルにつき1月	(アー 一時的に設ける 5るも もの 2 除	ette 3	標識 1本につき1年		1本につき1	<ul><li>祭礼、縁日その</li><li>他の催しに際し、一時的に設けるもの</li></ul>	

	1,900	926	096	A1C0.033を乗 じて得た額	190	96	Aに0.016を乗 じて得た額	A に 0.023 を乗 じて得た額	A120.005を乗 じて得た額	A に 0.008 を乗 じて得た額	A/20.01を乗じ で得た額	Aに0.033を乗 じで得た額	
	1基につき1月		占用面積1平方メ	トングンか」中	占用面積1平方メ ートルにつき1月		占用面積1平方メ ートルにつき1年						
改正前	車道を横断する もの	その他のもの	作物		政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同 条第5号に掲げる工事用材料	政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同 条第7号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面路の路面下に設けるもの	5 & 0	階数が1のもの	階数が2のもの	階数が3以上の もの		
	7-7		号に掲げる工	号に掲げる施	号に掲げる   - 	; 号に掲げる( ; ろ施設	トンネルの上又は高外 の路面下に設けるもの	上空に設けるもの	あ下(トンネルの上の上の上の上の上の上の上の	超トや深く。)に関けるもの		その他のもの	
		/ 一 / 音   も   も   を   を   を   を   を   を   を   を		政令第7条第4号に掲げる 条第5号に掲げる工事用材料 政令第7条第6号に掲げる( 条第7号に掲げる()		政令第7条第8号に掲げる 8号に掲げる 6							
	1, 900	940	1, 100	A に0.031を乗 じて得た額	190	110	A に0.012 を乗 じて得た額	A に0.017を乗 じて得た額	Aに0.004を乗 じて得た額	Aに0.006を乗 じて得た額	Aに0.007を乗 じて得た額	A に0.025 を乗 じて得た額	
	1基につき1月		占用面積1平方メ	ーンところや1年	占用面積1平方メ ートルにつき1月		占用面積1平方メ ートルにつき1年						
改正後	車道を横断するもの	その他のもの	を記している。		<b>仙</b> 設	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同 条第5号に掲げる工事用材料	政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同 条第7号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路 の路面下に設けるもの	<b>3</b>	階数が1のもの	階数が2のもの	階数が3以上の もの	9
	4-7		3号に掲げるコ	3号に掲げる加	4 号に掲げる げる工事用材料	6 号に掲げる げる施設		上空に設けるもの	お下の下の大の上の上の	超 ト や 孫 く。) に 設 けるもの		その他のもの	
			政令第7条第2号に掲げる工作物	政令第7条第3号に掲げる施設	政令第7条第4号に掲げる 条第5号に掲げる工事用材料	政令第7条第6号に排 条第7号に掲げる施設	政令第7条第 8号に掲げる ************************************	施設				·	

改正後			改正前	
	A に0.015を乗 じて得た額	政令第7条第 9号に掲げる	建築物	Aに0.016を乗 じて得た額
その色のもの	A に 0.011 を乗 じて得た額	施設	その他のもの	Aに0.012を乗 じて得た額
	A に 0.022 を乗 じて得た額	政令第7条第10号に掲げる	建築物	Aに0.023を乗 じて得た額
その他のもの	A に 0.011 を乗 じて得た額	施設及い自動車駐車場	その他のもの	A に 0. 012 を乗 じて得た額
トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	A に 0.015 を 乗 じて得た額	政令第7条第11号に掲げる	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	A/こ0.016を乗 じて得た額
上空に設けるもの	A に 0.022 を乗 じて得た額	心記仗設建梁物	上空に設けるもの	Aに0.023を乗 じて得た額
その他のもの	A に 0.031 を乗 じて得た額		その他のもの	A に 0.033 を乗 じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具	A に 0.025 を乗 じて得た額	政令第7条第12号に掲げる器具	号に掲げる器具	A に 0.033 を乗 じて得た額
トンネルの上又は自動車専用 道路 (高架のものに限る。) の路面下に設けるもの	A 120.015を乗 じて得た額	政令第7条第 13号に掲げる 施設	トンネルの上又は自動車専用 道路 (高架のものに限る。) の路面下に設けるもの	A に 0. 016 を 乗 じて得た額
上空に設けるもの	A に 0.022 を乗 じて得た額		上空に設けるもの	A に 0.023 を乗 じて得た額
その他のもの	A に 0.031 を乗 じて得た額		その他のもの	A に 0. 033 を乗 じて得た額